

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-281739

(P2006-281739A)

(43) 公開日 平成18年10月19日(2006.10.19)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>B 4 2 D 11/00</b> (2006.01)	B 4 2 D 11/00	E
<b>G 0 9 F 3/02</b> (2006.01)	G 0 9 F 3/02	
<b>G 0 9 F 3/03</b> (2006.01)	G 0 9 F 3/03	D

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2005-108646 (P2005-108646)	(71) 出願人	000186566 小林記録紙株式会社 愛知県刈谷市小垣江町北高根 1 1 5 番地
(22) 出願日	平成17年4月5日(2005.4.5)	(74) 代理人	100069431 弁理士 和田 成則
		(74) 代理人	100130410 弁理士 茅原 裕二
		(72) 発明者	若尾 禎 愛知県刈谷市小垣江町北高根 1 1 5 番地 小林記録紙株式会社内
		(72) 発明者	伊藤 正昭 愛知県刈谷市小垣江町北高根 1 1 5 番地 小林記録紙株式会社内

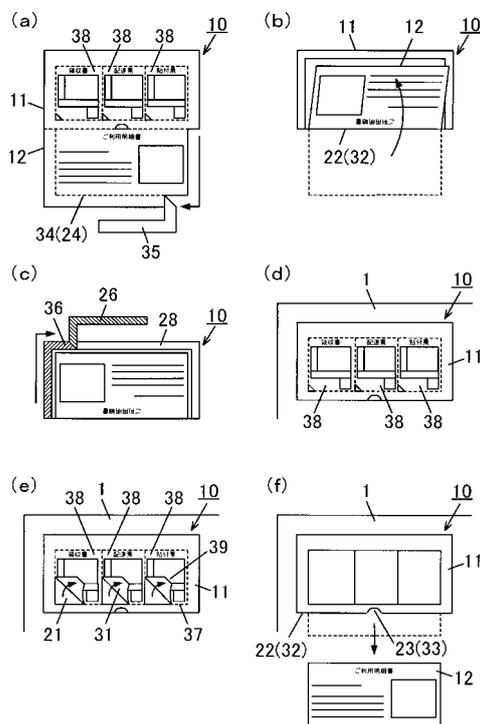
(54) 【発明の名称】 ラベル帳票

(57) 【要約】

【課題】 配送伝票と必要書類を一体化し、配送時には必要書類を隠蔽しつつ、受取人側においては簡単な方法でその必要書類を取り出すことができるようにすること。

【解決手段】 台紙 2 0 の上に上紙 3 0 を貼合したシート体の中央に横断ミシン目 2 2 ( 3 2 ) を介して本票 1 1 と分離票 1 2 を接続し、本票 1 1 は周縁部に仮着された剥離片 2 8 と、輪郭ミシン目 3 7 で囲まれた分割片 3 8 とを備え、分離票 1 2 は横断ミシン目 2 2 ( 3 2 ) を切断することにより本票 1 1 から分離可能とする。これにより、配送時には、分離票 1 2 を横断ミシン目 2 2 ( 3 2 ) で本票 1 1 の裏側に折り畳んで隠蔽するとともに、剥離片 2 8 を剥がして露出した粘着剤層 3 6 で商品に貼り付ける一方、輪郭ミシン目 3 7 を切断して本票 1 1 から分割片 3 8 を切り離した後、受取人側では、分離票 1 2 を引き抜くだけで横断ミシン目 2 2 ( 3 2 ) が切断されて、分離票 1 2 が本票 1 1 から分離されるようにした。

【選択図】 図 5



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

台紙の上に上紙を貼合したシート体で構成され、このシート体の中央に形成された折り畳み兼切り取り用のミシン目を介して本票と分離票が接続されたラベル帳票において、

上記本票は、上記台紙の周縁に沿って塗工された剥離剤層と上記上紙の周縁に沿って塗工された粘着剤層とにより剥離可能に仮着された剥離片と、この剥離片よりも内側の領域の上紙に切り取り用のミシン目又はハーフカットで囲まれた分割片とを備え、

上記分離票は、上記上紙に塗工された粘着剤層により上記台紙と上記上紙が剥離不能に接着されるとともに、上記折り畳み兼切り取り用のミシン目を切断することにより上記本票から分離可能に設けられている

ことを特徴とするラベル帳票。

10

**【請求項 2】**

上記分割片について、上記上紙の裏面及び台紙の表面に粘着剤あるいは接着剤等の糊類が塗工されていないことを特徴とする請求項 1 に記載のラベル帳票。

**【請求項 3】**

上記分割片について、上記上紙の裏面又は台紙の表面に弱接着加工が施されていることを特徴とする請求項 1 に記載のラベル帳票。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、特に通信販売業界、百貨店業界、あるいは運輸業界において使用される配送伝票として好適なラベル帳票に関する。

20

**【背景技術】****【0002】**

図 8 は従来の商品配送時の様子を示す説明図である。

**【0003】**

同図に示すように、例えば通信販売で注文を受けた商品を発送する場合、発送者は商品の流れを管理するため、商品を梱包したケース 1 の外側に配送伝票 2 を貼り付けて発送している。また、商品と一緒に利用明細書、振込用紙、あるいは納品書などの必要書類 3 を送ることがあるが、これらの必要書類 3 の中には、利用明細や請求金額のように他者に知られたいくない情報が記載されているので、配送時に外部からその情報を判読できないようにしなければならない。

30

**【0004】**

そこで、従来は、利用明細書等の必要書類 3 を専用の封筒 4 に入れ、その封筒 4 をケース 1 の外側に貼付するか、又はケース 1 の中に商品と同封して配送する方法が採用されていた。そして、配達業者は商品を配達し終わると、配達票 2 b の受領印欄に受取人の捺印かサインをもらい、その配達票 2 b を貼付票 2 a から切り離して配達記録として持ち帰るようにしている。

**【0005】**

ところで、このようなシステムにおいて、配送伝票 2 とその他の必要書類 3 には、例えば配送先、配送元、あるいは商品名のように両者に共通して記載すべき内容が数多く含まれている。そのため、印刷効率やデータマッチング等の観点から、発送者にしてみれば配送伝票 2 と必要書類 3 に同時に印字できるようにしたいという要望がある。また、配送時に掛かる諸経費を負担する発送者にとっては、配送伝票 2、必要書類 3、及び封筒 4 という三つの媒体を用意する方法よりも、配送伝票 2 と必要書類 3 を一体化した媒体を作製する方法の方が、封筒も要らず材料コストを削減できるので望ましい。

40

**【0006】**

その一方、近年では、こうした配送伝票 2 と必要書類 3 を一体化した帳票も提案されている。例えば下記の特許文献 1 には、貼付票と領収票と配達票の各票を切り取り用のミシン目を介して接続した配送伝票が開示されている。この配送伝票の使用方法としては、領

50

収票と配達票を交互に折り畳んで貼付票の裏側に隠し、貼付票の左右両端にある剥離紙を剥がして粘着剤によって配送伝票を貼り付けるようにしている。

【0007】

しかし、この配送伝票は、貼付票の左右両端に剥離紙が仮着されているため、紙面に段差が生じてしまう。このため、貼付票を含む各票にノンインパクトプリンタで印字しようとした場合、この段差が原因でトナーが安定して転写されず、トナーの転写ムラによる印字の抜けやかすれ等の印字不良が発生してしまう。また、この段差が原因でプリンタ内の搬送トラブルが発生することもある。

【0008】

しかも、この配送伝票は、配送時に必要書類を隠して送ることができるものの、受取人側においてその必要書類を取り出す作業が面倒である。すなわち、配達業者によって配達票が切り離された後、貼付票の裏側から領収票を引き出すとともに、領収票と貼付票との間にあるミシン目を切断しなければ、領収票を取り出すことができない。

【0009】

【特許文献1】特開2002-67543号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0010】

本発明は、上述した問題を解決するためになされたものであり、配送伝票と必要書類を一体化して同時印刷を可能にするとともに、配送時には必要書類を隠蔽でき、かつ受取人側において簡単な方法でその必要書類を取り出すことができるラベル帳票を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0011】

上記目的を達成するため、本発明は、台紙の上に上紙を貼合したシート体で構成され、このシート体の中央に形成された折り畳み兼切り取り用のミシン目を介して本票と分離票が接続されたラベル帳票において、上記本票は、上記台紙の周縁に沿って塗工された剥離剤層と上記上紙の周縁に沿って塗工された粘着剤層とにより剥離可能に仮着された剥離片と、この剥離片よりも内側の領域の上紙に切り取り用のミシン目又はハーフカットで囲まれた分割片とを備え、上記分離票は、上記上紙に塗工された粘着剤層により上記台紙と上記上紙が剥離不能に接着されるとともに、上記折り畳み兼切り取り用のミシン目を切断することにより上記本票から分離可能に設けられていることを特徴とする。

【0012】

本発明において、台紙と上紙が共に印字適性を備えた印刷用紙で構成されていると、本票と分離票の表裏面に印字可能となるので望ましい。例えば、上質紙、軽量コート紙、コート紙、アート紙などが使用でき、この中でも特にノンインパクトプリンタによる印字適性に優れた上質紙が好適である。

【0013】

また、上記分割片を配達票等として適用する場合には、剥がした後に粘着感がない方がよいので、上記分割片について、上記上紙の裏面及び台紙の表面には粘着剤あるいは接着剤等の糊類が塗工されていないことが望ましい。

【0014】

一方、上記分割片については、台紙の表面に接着剤を塗工し、上紙の裏面にシリコーン剤を含むインキ・剥離OPニス印刷する加工や、上紙の裏面又は台紙の表面に接着力の弱い接着剤を塗工する等の弱接着加工を施してもよい。この場合、分割片について上紙と台紙とが弱接着されることになるので、配送時に各種の伝票類が脱落することを防止できる。

【0015】

本発明に係るラベル帳票は、配送伝票とその他の必要書類とを一体化した帳票として好適であり、本票を配送伝票に適用し、分離票を利用明細書のように隠蔽が必要な書類に適

10

20

30

40

50

用することができる。その使用方法としては、分離票を折り畳み兼切り取り用のミシン目を介して本票の裏側に折り畳み、本票に仮着された剥離片を剥がして露出した粘着剤層を介して商品に貼り付ける。また、本票から分割片を切り離した後、分離票を引き抜くだけで折り畳み兼切り取り用のミシン目が切断されて、分離票が本票から分離される。

【発明の効果】

【0016】

上述した構成から明らかなように、本発明に係るラベル帳票は、配送伝票とその他の必要書類とを一体化した帳票として適用できるため、発送者は従来のように別途専用の封筒を用意する必要がなく、配送時の材料コストを削減できる。

【0017】

また、台紙と上紙を貼合したシート体で構成される一枚帳票であり、その表裏面に段差がないのでノンインパクトプリンタ等による印字適性に優れ、しかも配送伝票と必要書類にプリンタでの同時印字が可能であるため、両書面に印字したデータのマッチングミスを経済的に防止できる。

【0018】

さらには、配送伝票の裏側に必要書類が隠蔽される構造であるため、配送時に必要書類に印字された情報が盗み見られることがなく、また、配送伝票から配達票などを切り離さなければ必要書類を取り出せないため、極めて機密性が高い。しかも、必要書類を引き抜くだけでミシン目が切断される、いわゆるスナップアウト方式で必要書類を取り出せるようにしたので、受取人側の作業は簡単である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0019】

以下、本発明の実施の形態について、添付した図面を参照しながら詳細に説明する。

【実施例1】

【0020】

[ラベル帳票の全体構造]

図1は本発明に係るラベル帳票の外観を示す平面図である。

【0021】

同図に示すように、このラベル帳票10は、通信販売業者や百貨店業者が商品と一緒に必要書類を配送する際に、配送伝票と必要書類を一体化して送ることができるようにした帳票である。同ラベル帳票10は、上質紙からなる台紙20の上に同じく上質紙からなる上紙30を重ね合わせて貼合したシート体で構成されており、そのシート体の表裏面、つまり上紙30の表面と台紙20の裏面の両面にノンインパクトプリンタによる印字が可能になっている。

【0022】

また、このラベル帳票10は、貼合したシート体の上半分の領域が本票11、下半分の領域が分離票12として区画されている。本実施形態では、図示したように本票11を領収書兼配送伝票に適用し、分離票12を利用明細書に適用したレイアウトになっている。

【0023】

[台紙の構造]

図2はラベル帳票における台紙の構造を示す平面図である。

【0024】

同図に示すように、台紙20は矩形形状の用紙21からなり、その用紙21を上下に二分する位置には、両側辺に直交する横断ミシン目22が設けられており、横断ミシン目22を境に上側の領域が本票になり、下側の領域が分離票になる。横断ミシン目22は、折り畳み兼切り取り用のミシン目であり、用紙21にカット加工を施してカット部とアンカット部を形成し、用紙21を折り曲げ易くしつつ、カッター等の刃具を使用しなくても用紙21を切断できるようにしたものである。同横断ミシン目22は、用紙21の表面側から見ると山折り線であり、逆に、用紙21の裏面側から見ると谷折り線である。

【0025】

10

20

30

40

50

なお、横断ミシン目 2 2 の略中央には、本票側へ半円状に切り抜いた指抜き 2 3 が形成されている。

【 0 0 2 6 】

台紙 2 0 の本票において、用紙 2 1 の表面側には、その周縁三辺に沿って一定の塗布幅で剥離剤層 2 6 が塗工されている。この剥離剤層 2 6 は、後述する上紙 3 0 の裏面に塗工された粘着剤層 3 6 との接着力を弱め、上紙 3 0 から台紙 2 0 を剥がし易くするためのものである。また、剥離剤層 2 6 を塗工した内側に沿って用紙 2 1 の表裏面を貫通するスリット 2 7 が設けられており、このスリット 2 7 を裂いて剥離片 2 8 のみを剥がせるようになっている。

【 0 0 2 7 】

台紙 2 0 の分離票には、用紙 2 1 の周縁三辺に沿って用紙 2 1 の表裏面を貫通する切り取り用のミシン目 2 4 が設けられている。このミシン目 2 4 を切断することにより余剰片 2 5 が切り取られるが、この余剰片 2 5 の幅寸法は、上記剥離片 2 8 の幅寸法よりも長寸に設定される。つまり、本票 1 1 と分離票 1 2 の紙幅を比べると、本票 1 1 の方が幅広になっている。

【 0 0 2 8 】

[ 上紙の構造 ]

図 3 はラベル帳票における上紙の構造を示す平面図である。

【 0 0 2 9 】

同図に示すように、上紙 3 0 は上記台紙 2 0 と同サイズの用紙 3 1 からなり、用紙 3 1 上には、台紙 2 0 の横断ミシン目 2 2 に対応する位置に、同じく横断ミシン目 3 2 が設けられている。上紙 3 0 においても、上記台紙 2 0 と同様に、横断ミシン目 3 2 を境に上側の領域が本票になり、下側の領域が分離票になる。また、この横断ミシン目 3 2 は、用紙 3 1 の表面側から見ると山折り線であり、逆に、用紙 3 1 の裏面側から見ると谷折り線である。

【 0 0 3 0 】

なお、横断ミシン目 3 2 の略中央には、上記台紙 2 0 と同位置に、本票側へ半円状に切り抜いた指抜き 3 3 が形成されている。

【 0 0 3 1 】

上紙 3 0 の本票において、用紙 3 1 の表面側には、上記台紙 2 0 の剥離片 2 8 よりも内側の領域に三つの分割片 3 8、3 8、... が接続されており、各分割片 3 8 は切り取り用の輪郭ミシン目 3 7 で囲まれている。また、輪郭ミシン目 3 7 の一角を切り落としたコーナーカット 3 9 が形成されており、各分割片 3 8、... をつまむ際のきっかけになり、本票から容易に切り離すことが可能である。なお、本実施形態では、図 1 に示したように、三つの分割片 3 8、... がそれぞれ領収書、配達票、及び貼付票として適用されている。

【 0 0 3 2 】

上紙 3 0 の分離票には、上記台紙 2 0 と同位置に、用紙 3 1 の周縁三辺に沿って切り取り用のミシン目 3 4 が設けられている。一方、上紙 3 0 の裏面側を見ると、用紙 3 1 の上に粘着剤層 3 6 が塗工されている。この粘着剤層 3 6 は、三つの分割片 3 8、... を除いた領域、つまり輪郭ミシン目 3 7 よりも外側の領域に全面塗工されている。

【 0 0 3 3 】

[ ラベル帳票の断面構造 ]

図 4 はラベル帳票の構造を示す断面図である。

【 0 0 3 4 】

同図に示すように、本実施形態のラベル帳票 1 0 は、台紙 2 0 ( 図 2 参照 ) の上に上紙 3 0 ( 図 3 参照 ) を重ね合わせて貼合したシート体で構成され、台紙 2 0 と上紙 3 0 の用紙間の構造は次のようになる。

【 0 0 3 5 】

図 4 ( a ) に示すように、本票 1 1 の剥離片 2 8 に相当する位置では、台紙 2 0 と上紙 3 0 が仮着されている。すなわち、台紙の用紙 2 1 表面に塗工された剥離剤層 2 6 と上紙

10

20

30

40

50

の用紙 3 1 裏面に塗工された粘着剤層 3 6 とが接触しており、その境界面 P を介して両紙が剥離可能に擬似接着された状態になっている。

【 0 0 3 6 】

図 4 ( b ) に示すように、本票 1 1 の分割片 3 8 に相当する位置では、台紙 2 0 の上の上紙 3 0 が重なっている。すなわち、台紙の用紙 2 1 表面には剥離剤層 2 6 が塗工されておらず、また、上紙の用紙 3 1 裏面にも粘着剤層 3 6 や接着剤等の糊類が塗工されていないので、用紙どうしが接触した状態である。

【 0 0 3 7 】

一方、図 4 ( c ) に示すように、分離票 1 2 に相当する位置では、台紙 2 0 と上紙 3 0 が完全接着されている。すなわち、台紙の用紙 2 1 表面には剥離剤層 2 6 が塗工されていないのに対し、上紙の用紙 3 1 裏面には粘着剤層 3 6 が塗工されているので、用紙 2 1 と粘着剤層 3 6 とが接触して両紙が剥離不能に接着された状態になっている。なお、台紙 2 0 のミシン目 2 4 と上紙 3 0 のミシン目 3 4 は同位置に配置される。

10

【 0 0 3 8 】

[ ラベル帳票の使用方法 ]

以上が本実施形態のラベル帳票の構造であるが、次に、このラベル帳票の使用方法について、図 5 に基づき説明する。

【 0 0 3 9 】

はじめに、商品の注文を受けた通信販売業者は、本票 1 1 の三つの分割片 3 8、... に領収書、配達票、及び貼付票としての所定事項を、また、分離票 1 2 に利用明細書としての所定事項をノンインパクトプリンタで印字する。ラベル帳票 1 0 は共に上質紙からなる台紙 2 0 と上紙 2 0 を貼合したシート体で構成されており、しかも表裏の印字面に段差がないので、ノンインパクトプリンタによる印字適性に優れている。

20

【 0 0 4 0 】

また、配送伝票と領収書及び利用明細書を一体化した帳票であるため、配送時の材料コストを削減でき、かつプリンタでの同時印字が可能であるため、各書面に印字したデータのマッチングミスも防止できる。さらには、本票 1 1 と分離票 1 2 の裏面にも印字できるので、本票 1 1 の裏面を本帳票の取り扱い説明に、また、分離票 1 2 の裏面を納品書等に適用してスペースを有効活用することも可能である。所定事項が印字されたラベル帳票 1 0 は、配送する商品とともに配達業者に委託される。

30

【 0 0 4 1 】

配達業者は、図 5 ( a ) に示すように、分離票 1 2 から余剰片 3 5 を切り離す。分離票 1 2 の周縁三辺には、図 4 ( c ) で説明した通り、切り取り用のミシン目として台紙 2 0 のミシン目 2 4 と上紙 3 0 のミシン目 3 4 が同位置に配置されており、しかも台紙 2 0 と上紙 3 0 が完全接着されているので、両紙を破損することなく分離票 1 2 から余剰片 3 5 のみを切り離すことができる。

【 0 0 4 2 】

次に、図 5 ( b ) に示すように、分離票 1 2 を折り畳む。すなわち、ラベル帳票 1 0 を裏返し、本票 1 1 と分離票 1 2 との境界に設けられた折り畳み兼切り取り用の横断ミシン目 2 2 ( 3 2 ) を谷折りして、分離票 1 2 を本票 1 1 の裏側に重ね合わせる。

40

【 0 0 4 3 】

次いで、図 5 ( c ) に示すように、本票 1 1 から剥離片 2 8 を剥がす。本票 1 1 の裏面にはその周縁三辺に沿ってスリット 2 7 が形成されているので、このスリット 2 7 に従って剥離片 2 8 を剥離する。ここで、剥離片 2 8 は、図 4 ( a ) で説明した通り、裏面の剥離剤層 2 6 によって接着力が弱められているので、本体側の粘着剤層 3 6 から無理なく剥がすことができるようになっている。

【 0 0 4 4 】

続いて、図 5 ( d ) に示すように、ラベル帳票 1 0 を商品梱包済みのケース 1 に貼り付ける。本票 1 1 の裏面に露出した粘着剤層 3 6 を介して貼り付けるが、このとき、本票 1 1 の表面にある三つの分割片 3 8、3 8、...、つまり領収書兼配送伝票が表側に現れて配

50

達先等を確認できる。一方、分離票 1 2 に印字した利用明細書は本票 1 1 の裏側に折り畳まれて隠れた状態になっているので、配達時に利用明細などの情報を外部から盗み見ることはできない。

【0045】

ここまでが配達前の作業であり、配達業者はケース 1 の配達時には、図 5 ( e ) に示すように、本票 1 1 から各分割片 3 8、3 8、... を切り離す。各分割片 3 8、... のコーナーカット 3 9、... に指を掛けてその端部をつまみ、輪郭ミシン目 3 7 を切断することで領収書、配達票、及び貼付票の各票が分離される。ここで、分割片 3 8 は、図 4 ( b ) で説明した通り、その裏面に粘着剤層 3 6 が塗工されておらず、台紙の用紙 2 1 の上に上紙の用紙 3 1 が重なっただけの状態なので簡単に切り離すことができる。

10

【0046】

そして、配達業者は分割片 3 8 を切り離した後、商品が梱包されたケース 1 を受取人に手渡す。また、分離された三つの分割片 3 8、... のうち、領収書と貼付票を受取人の控えとして渡し、残りの配達票の受領印欄に受取人の捺印又はサインをもらい、それを配達記録として持ち帰る。

【0047】

最後に、商品を受け取った受取人は、図 5 ( f ) に示すように、本票 1 1 から分離票 1 2 を切り離す。その方法としては、本票 1 1 の裏側に隠れていた分離票 1 2 を引き抜くだけでよく、これにより、本票 1 1 と分離票 1 2 の間にある折り畳み兼切り取り用の横断ミシン目 2 2 ( 3 2 ) が切断されて分離票 1 2 を取り出すことができる。このとき、横断ミシン目 2 2 ( 3 2 ) の中央には本票 1 1 側に切り抜いた指抜き 2 3 ( 3 3 ) があるので、その下にある分離票 1 2 の縁部をつまみ易くなっている。このようにして引き抜かれた分離票 1 2 を裏返すと、表面に印字された利用明細書が現れる。

20

【0048】

したがって、受取人がこのときはじめて利用明細などの隠蔽情報を確認できるようになるので、極めて機密性の高い帳票であるといえる。また、分離票 1 2 を引き抜くだけで横断ミシン目 2 2 ( 3 2 ) が切断される、いわゆるスナップアウト方式で分離票 1 2 を取り出せるので、受取人側の作業は極めて簡単である。

【実施例 2】

【0049】

図 6 及び 7 は本発明に係るラベル帳票の第 2 の実施例を示すもので、図 6 はラベル帳票の外観を示す平面図、図 7 は同ラベル帳票の使用方法を示す説明図である。本実施例において、上述した実施例 1 と同様な構成については、同一符号を付与してその詳細な説明は省略する。

30

【0050】

本実施例のラベル帳票 1 0 a は、分離票 1 2 の構成が実施例 1 のラベル帳票 1 0 と異なっており、図 6 に示すように、分離票 1 2 において、ミシン目 3 4 の下側に更にもう一本のミシン目 4 4 を追加したことが特徴である。このミシン目 4 4 は上紙 3 0 の表面から台紙 2 0 の裏面にかけて貫通して設けられている。これにより、ラベル帳票 1 0 a は実施例 1 のラベル帳票 1 0 に比べ、利用明細書の縦サイズが長くなっている。

40

【0051】

本実施例のラベル帳票 1 0 a の使用方を説明すると、まずは図 7 ( a ) に示すように配達業者が分離票 1 2 から余剰片 3 5 を切り離す。分離票 1 2 の周縁三辺には、内側のミシン目 3 4 ( 2 4 ) と外側のミシン目 4 4 が設けられているが、ここでは外側のミシン目 4 4 を切り取って余剰片 3 5 を分離する。

【0052】

次に、図 7 ( b ) に示すように、本票 1 1 から剥離片 2 8 を剥がす。本票 1 1 の裏面には、実施例 1 と同様に周縁三辺に沿ってスリット 2 7 が形成されているので、このスリット 2 7 に従って剥離片 2 8 を剥がせばよい。

【0053】

50

次いで、図7(c)に示すように、分離票12を折り畳む。ここでは、横断ミシン目22(32)を谷折りして分離票12を本票11の裏側に重ね合わせるが、分離票12の縦サイズは実施例1のものよりも長いので、分離票12の上縁が本票11裏面の粘着剤層36の下縁に沿って貼り付けられることになる。

【0054】

続いて、図7(d)に示すラベル帳票10aの貼付作業、及び図7(e)に示す分割片38の剥離作業については、実施例1のときと同じである。

【0055】

最後に、商品の受取人は、図7(f)に示すように、本票11から分離票12を切り離す。その方法としては、本票11の裏側に隠れている分離票12を引き抜くだけでよく、これにより、横断ミシン目22(32)と内側のミシン目24(34)の二本のミシン目が同時に切断され、分離票12を取り出して利用明細を確認することができる。

10

【0056】

このように、本実施例においても、実施例1と同様に利用明細などの情報を隠蔽した状態で配送できるとともに、分離票12を引き抜くだけのスナップアウト方式で取り出せるので、受取人の作業も簡単に行うことができる。

【0057】

[ラベル帳票の変形例]

以上が本発明のラベル帳票の構造及び使用方法であるが、上述した実施例1及び2については、次のような各種の変形例が考えられる。例えば、本票11の分割片38、38、...を領収書、配達票、及び貼付票の三連式にしたが、これに替えて配達票と貼付票の二連式としたり、あるいは領収書に替えてその他の必要書類を適用したりすることも可能である。

20

【0058】

また、分割片38を剥がし易くするために、裏面に粘着剤や接着剤等の糊類を塗工しない例を示したが、これに替えて、台紙20の表面に接着剤を塗工し、上紙30の裏面にシリコーン剤を含むインキ・剥離OPニス印刷する加工や、上紙30の裏面又は台紙20の表面に接着力の弱い弱接着剤を塗工する等の弱接着加工を施してもよい。これにより、分割片38については、上紙30と台紙20とが弱接着されることになるので、配送時に領収書、配達票、及び貼付票等の各種の伝票類が脱落することを防止できる。またこの場合、分割片38の周囲は必ずしも輪郭ミシン目37にする必要はなく、上紙30のみをカット加工したハーフカットに替えることができる。

30

【0059】

また、ラベル帳票10をケース1に貼り付けるために本票11の周縁三辺に沿って粘着剤層36を塗工する構造を採用したが、代わりに、例えば左右両側辺などの周縁二辺にのみ塗工する構造でもよい。

【0060】

さらには、本票11から分割片38、...を剥がしたとき、分離票12の取り出し方法の説明等が現れるようにすると、受取人はそれを見ながら作業ができるので便利である。これは、分割片38が重なる台紙20の表面にあらかじめ印字しておくことで実現できる。

40

【図面の簡単な説明】

【0061】

【図1】本発明に係るラベル帳票の外観を示すもので、(a)は表面側から見た平面図、(b)は裏面側から見た平面図である。

【図2】図1のラベル帳票における台紙の構造を示すもので、(a)は表面側から見た平面図、(b)は裏面側から見た平面図である。

【図3】図1のラベル帳票における上紙の構造を示すもので、(a)は表面側から見た平面図、(b)は裏面側から見た平面図である。

【図4】図1のラベル帳票の構造を示すもので、(a)は図1におけるA-A線断面図、(b)は図1におけるB-B線断面図、(c)は図1におけるC-C線断面図である。

50

【図5】図1のラベル帳票の使用方法を示す説明図である。

【図6】本発明に係るラベル帳票の第2実施例の外観を示すもので、(a)は表面側から見た平面図、(b)は裏面側から見た平面図である。

【図7】図6のラベル帳票の使用方法を示す説明図である。

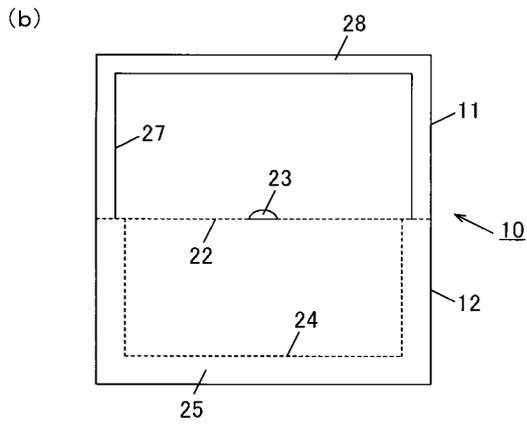
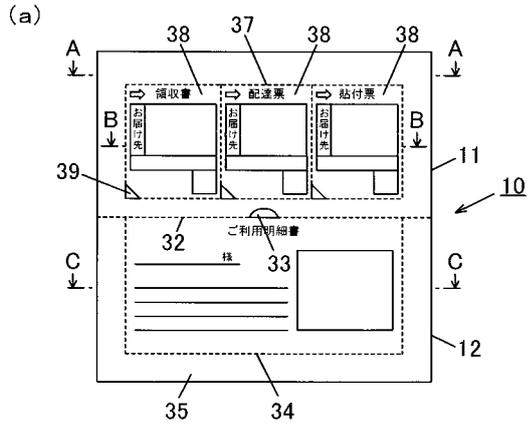
【図8】従来の商品配送時の様子を示す説明図である。

【符号の説明】

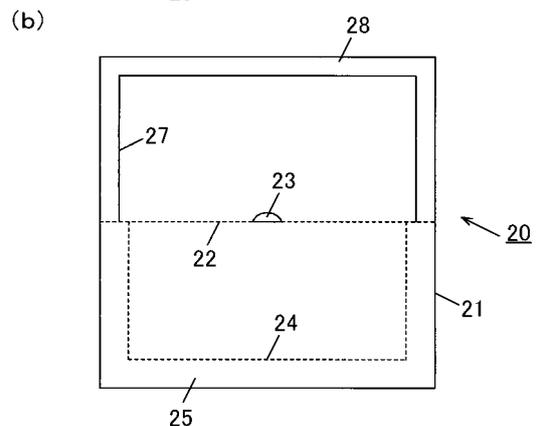
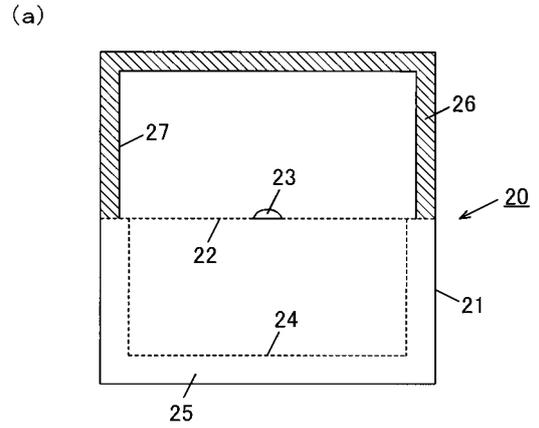
【0062】

10	ラベル帳票	
11	本票	
12	分離票	10
20	台紙	
21	用紙	
22	横断ミシン目	
23	指抜き	
24	ミシン目	
25	余剰片	
26	剥離剤層	
27	スリット	
28	剥離片	
30	上紙	20
31	用紙	
32	横断ミシン目	
33	指抜き	
34	ミシン目	
35	余剰片	
36	粘着剤層	
37	輪郭ミシン目	
38	分割片	
39	コーナーカット	
44	ミシン目	30

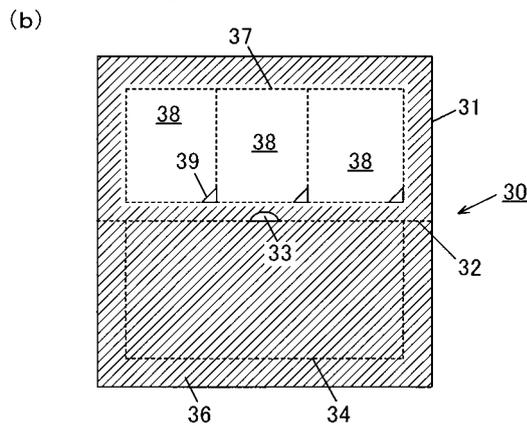
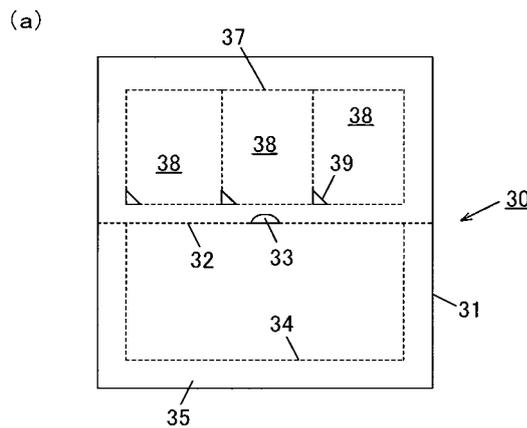
【 図 1 】



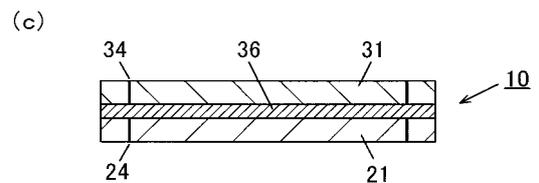
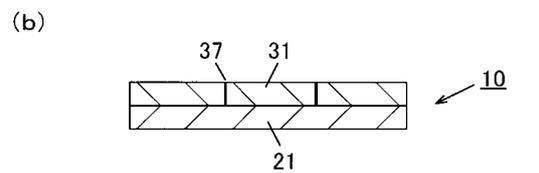
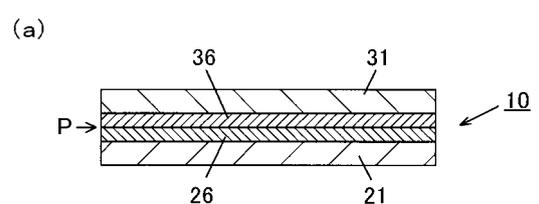
【 図 2 】



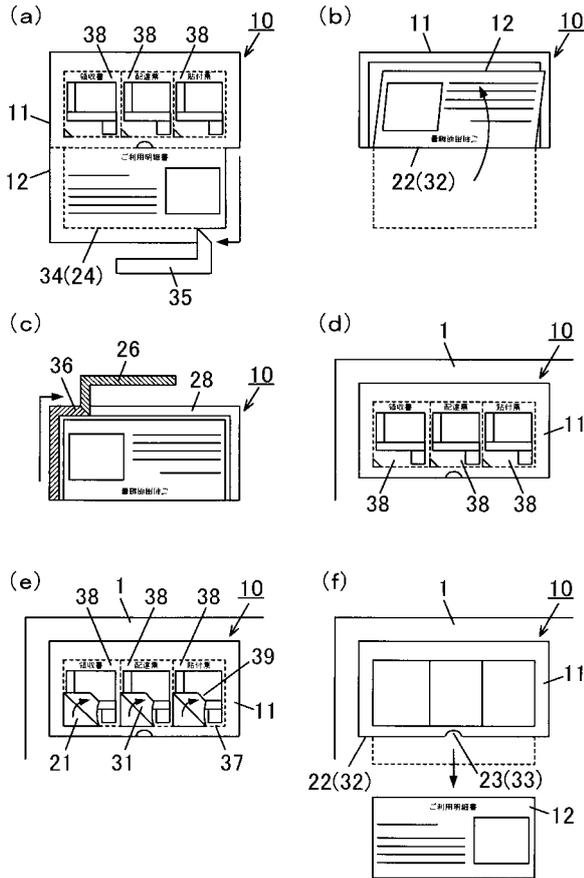
【 図 3 】



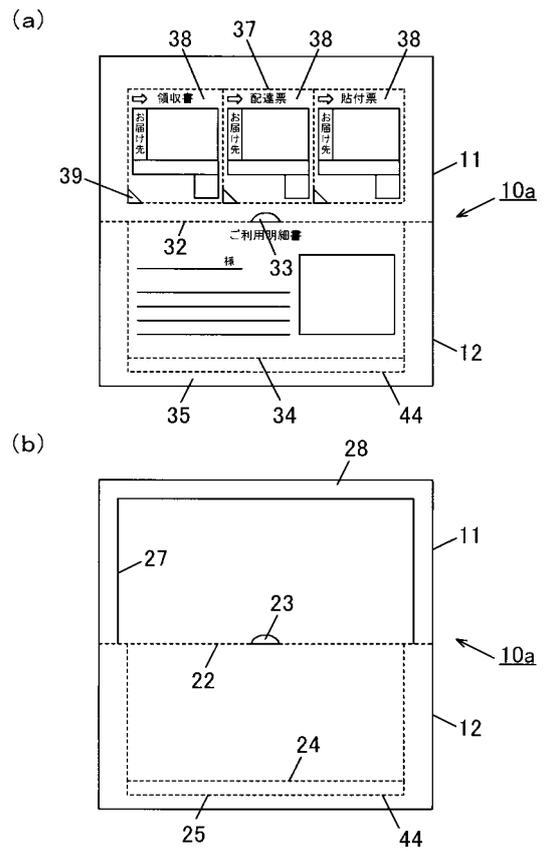
【 図 4 】



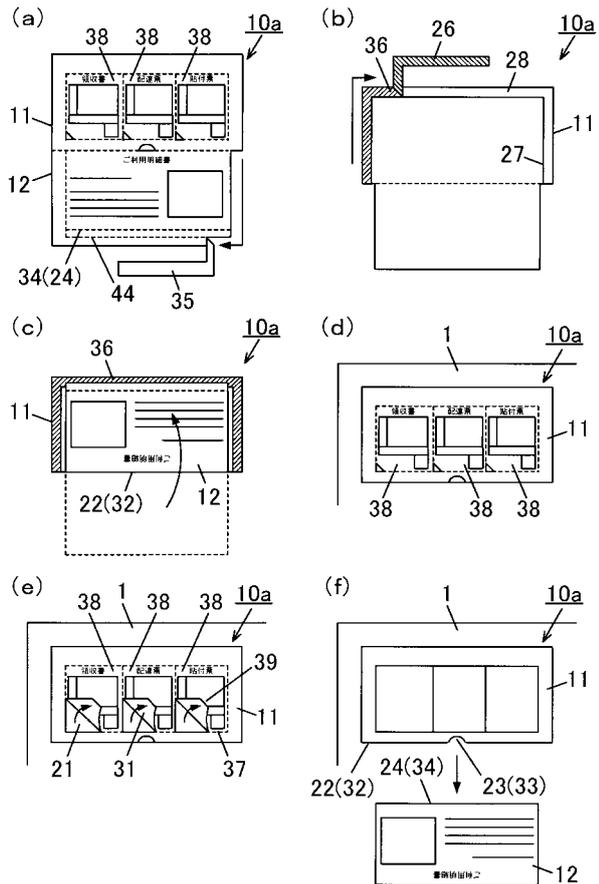
【図5】



【図6】



【図7】



【図8】

